

住 づ 第 60-13 号
令和 3 年 1 月 22 日

公益社団法人全日本不動産協会静岡県本部 本部長 様

静岡県くらし・環境部
建築住宅局住まいづくり課長

急傾斜地崩壊危険区域の指定について（通知）

このことについて、別添県公報の写し（県告示第 39 号）のとおり急傾斜地崩壊危険区域が指定されたので通知します。

担当 宅地建物班
電話 054-221-3072



静岡県公報



■ 告示

-  静岡県薬物の濫用の防止に関する条例に基づく知事指定薬物の指定 (薬事課)
 静岡県薬物の濫用の防止に関する条例第14条第1項の規定に基づき、4物質を知事指定薬物に指定しました。
-  農用地利用配分計画の認可 (農業ビジネス課)
 農用地利用配分計画を認可した。
-  令和2年度地籍調査事業計画の変更 (農地計画課)
 令和2年度地籍調査事業計画の変更について定めた。
-  農業振興地域の区域の変更 (農地利用課)
 菊川農業振興地域の区域を変更する。
-  静岡県防除実施基準の変更 (森林整備課)
 防除実施基準に定める特別防除を行うことのできる森林に関する基準に適合する森林の区域を変更した。
-  保安林の指定の予定 (森林保全課)
 農林水産大臣から静岡市内の一部の森林を保安林予定森林にした旨の通知を受けた。
-  保安林の解除の予定 (森林保全課)
 焼津市内の一部の保安林を解除予定保安林とした
-  道路の区域の変更 (道路保全課)
 県道沼津土肥線の一部の区間について、道路の区域を変更した。
-  道路の供用の開始 (道路保全課)
 県道相良浜岡線の一部の区間について、道路の供用を開始する。
-  道路の占用制限区域の指定 (道路保全課)
 道路法第37条第1項に基づき、道路の占用を制限する区域を指定する。
-  急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂防課)
 磐田市大久保の大久保安井谷を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。
-  静岡県財務規則の規定による「かい」及び「指定金融機関等」の指定の一部改正 (会計課)
 静岡県財務規則の規定による「指定金融機関等」の指定の一部を改正する。

■ 公告

-  一般競争入札 (電子県庁課)
 ノートパソコン(統合宛名システム用)60台の調達
-  特定非営利活動法人の定款変更認証申請(はしばみ) (県民生活課)
 特定非営利活動法人はしばみの定款の変更の認証申請があった
-  特定非営利活動法人の設立認証申請(静岡STEMアカデミー三島 STEAM Lab) (県民生活課)
 特定非営利活動法人静岡STEMアカデミー三島 STEAM Labの設立の認証申請があった。

- | | |
|---|------------|
|  特定調達契約に係る落札者等 | (公営住宅課) |
| 県営住宅佐鳴湖団地建替整備事業について、落札者を須山建設グループに決定した。 | |
|  土地改良法による換地計画書の縦覧 | (農地整備課) |
| 県営経営体育成基盤整備事業御殿場深沢地区(御殿場市)の換地計画書を縦覧に供する。 | |
|  土地改良法による換地計画書の縦覧 | (農地整備課) |
| 県営集落基盤整備事業朝霧高原地区(富士宮市)の換地計画書を縦覧に供する。 | |
|  土地改良法による換地計画書の縦覧 | (農地整備課) |
| 県営中山間地域総合整備事業足柄金時地区所領工区(駿東郡小山町)の換地計画書を縦覧に供する。 | |
|  土地改良事業の工事完了 | (農地整備課) |
| 記載の県営土地改良事業の工事が完了した。(掛川幹線地区) | |
|  県営土地改良事業変更計画書の縦覧 | (農地整備課) |
| 記載の県営土地改良事業の計画を変更したので、変更計画書の写しを縦覧する。(米津排水路地区) | |
|  焼津市南部土地区画整理組合の事業計画の変更 | (景観まちづくり課) |
| 焼津市南部土地区画整理組合の事業計画の変更を認可した。 | |
|  一般競争入札 | (高校教育課) |
| 静岡県立御殿場高等学校に係るアドビソフトライセンス更新について、一般競争入札を行う。 | |
|  一般競争入札 | (警察会計課) |
| 充電式捜査支援カメラシステムの購入について、一般競争入札を行う。 | |
|  一般競争入札 | (警察会計課) |
| 新型コロナウイルス感染防護用マスクの購入について、一般競争入札を行う。 | |
| ■ 正誤 | |
|  令和2年11月17日付け県公報第159号告示第757号中の訂正 | (森林保全課) |
| 令和2年11月17日付け県公報第159号告示第757号(保安林の指定の予定)について訂正 | |

静岡県告示第39号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和3年1月22日

静岡県知事 川勝平太

1 区域の名称

大久保安井谷 急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の表示

次に掲げる標柱により表示された土地

郡市	区町	大字	字	地番
磐田市		大久保	安井谷	次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から15号までを順次結んだ線及び標柱1号と15号を結んだ線に囲まれた区域
				612-27 1号
				612-27 2号
				612-1 3号
				612-1 4号
				612-1 5号
				612-1 6号
				604-15 7号
				604-15 8号
				604-10 9号
				612-1 10号
				612-32 11号
				612-28 12号
				612-4 13号
				612-4 14号
612-1 15号				